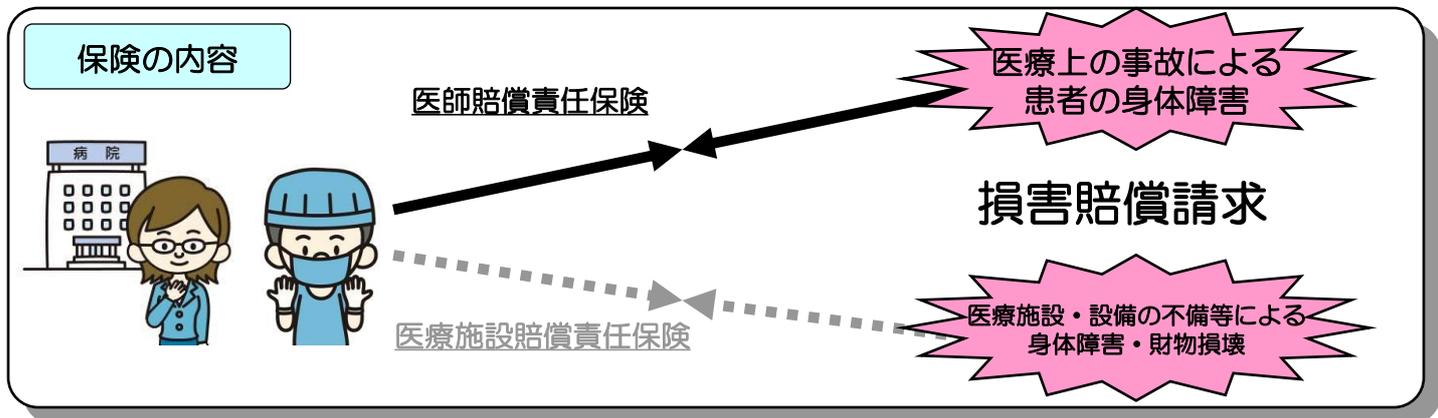


医師賠償責任保険 のご案内

先生方が安心して日常の医療業務に専念できるよう、不慮の医療事故に起因して法律上の損害賠償責任を負担することにより被る損害を補償する保険です。



お支払いの対象となる損害

☆法律上の損害賠償金（含慰謝料、逸失利益等）

☆弁護士費用および裁判に要する各種法定費用等の争訟費用



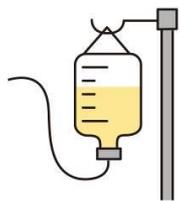
等

（注）損害賠償金・争訟費用とも、事前に引受保険会社の同意を要します。

（注）罰金、課徴金、懲罰的賠償金、契約によって加重された賠償金等についてはお支払いいたしません。

補償対象となる事件事例

1 手術ミスにより、該当部位以外を損傷してしまい、その結果患者が死亡してしまったことによる損害賠償請求



2 投薬ミスにより、本来投薬すべき成分と異なるものを投薬してしまい、後遺障害が発生したことによる損害賠償請求

3 診察ミスにより、適切な治療を怠ったため、患者の症状が悪化し手術が必要となったことによる損害賠償請求



裏面もご覧ください！

保険金をお支払いしない主な場合

- 保険契約者または被保険者の故意によって生じた損害賠償責任
- 被保険者の使用人が、被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任
- 名誉毀(き)損または秘密漏えいに起因する損害賠償責任
- 美容を唯一の目的とする医療行為に起因する損害賠償責任
- 医療の結果を保証することにより加重された損害賠償責任
- 所定の免許を有しない者が遂行した医療行為に起因する損害賠償責任。ただし、所定の許可を有する臨床修練外国医師または臨床修練外国歯科医師が遂行した医療行為に起因する損害賠償責任は除きます。
- 航空機、自動車または医療施設(設備を含みます。)外における船舶・車両(原動機付自転車を含み、自転車、身体障害者用車いす、歩行補助車および原動力がもっぱら人力であるものを除きます。)もしくは動物の所有、使用もしくは管理に起因する損害賠償責任
- 本制度の加入前、脱退後および満期後に発見された患者の身体障害事故に起因する損害賠償責任

等

ご加入いただける方

山梨県保険医協会会員の方^{※1}で、かつ次のいずれかに該当する方

- ① 病院に勤務して医療に直接従事されている医師・歯科医師の方
- ② 病院に勤務して直接医療行為に従事されなくても、医療の結果については何らかの責任を負わなければならない立場にある方
- ③ 開業医の方で日本医師会A会員ではない方^{※2}

※1 ご加入いただけるのは、お申込人・記名被保険者が、それぞれ以下に該当する場合となります。

◇ 申込人 : 山梨県保険医協会の会員医師および歯科医師に限ります。

◇ 記名被保険者: 山梨県保険医協会の会員医師および歯科医師に限ります。

※2 日本医師会A会員の先生方、または各県歯科医師会会員の先生方はすでに保険が手配されており、この保険にご加入いただく必要はないと思われまますので各会にご確認ください。

加入タイプ

医科 (勤務医)	タイプ		A	B	C	S1
	(医療業務)	1事故につき	3,000万円	5,000万円	1億円	2億円
支払限度額	保険期間中	9,000万円	15,000万円	3億円	6億円	
年間保険料(1名につき)			39,140円	43,230円	50,830円	58,390円
歯科医師 (勤務医)	タイプ		D	E	F	S2
	(医療業務)	1事故につき	300万円	500万円	1,000万円	1億円
	支払限度額	保険期間中	900万円	1,500万円	3,000万円	3億円
年間保険料(1名につき)			3,620円	3,840円	4,120円	6,760円
医科 (開業医)	タイプ		J	K	L	S4
	(医療業務)	1事故につき	300万円	500万円	1,000万円	1億円
	支払限度額	保険期間中	900万円	1,500万円	3,000万円	3億円
	(医療施設)	身体 1名につき/1事故につき	100万円/500万円	500万円/2,500万円	1,000万円/5,000万円	1億円/5億円
支払限度額	財物 1事故につき	10万円	50万円	100万円	1,000万円	
年間保険料(1診療所につき)			21,190円	27,770円	39,170円	77,570円
歯科医師 (開業医)	タイプ		G	H	I	S3
	(医療業務)	1事故につき	300万円	500万円	1,000万円	1億円
	支払限度額	保険期間中	900万円	1,500万円	3,000万円	3億円
	(医療施設)	身体 1名につき/1事故につき	100万円/500万円	500万円/2,500万円	1,000万円/5,000万円	1億円/5億円
支払限度額	財物 1事故につき	10万円	50万円	100万円	1,000万円	
年間保険料(1診療所につき)			5,900円	6,480円	7,020円	11,530円

※上記保険料は、保険期間が2026年4月1日から2027年4月1日までの契約に適用されます。

※ご加入をご希望される方、詳しい説明を聞きたい方は、下記〈お問合わせ先〉までご照会ください。

※このチラシは医師・医療施設賠償責任保険の特徴を説明したものです。詳細はパンフレットをご覧ください。

〈お問合わせ先〉

【引受保険会社】三井住友海上火災保険株式会社

【代理店・扱者】
msfp株式会社 (担当 神谷)
名古屋市中区東桜1丁目14-12
イースタンビル本館2階
TEL:052-961-9634 FAX:052-961-8734

愛知支店 愛知第一支社
〒460-8635
名古屋市中区錦1-2-1
三井住友海上名古屋ビル10階
TEL:052-223-4172
FAX:052-223-4170

B25-901561 承認年月:2026年1月